

令和4年(2022年)12月紀北町議会定例会会議録

第1号

招集年月日 令和4年12月7日(水)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和4年12月7日(水)

出席議員

1番	脇	昭博	2番	宮地	忍
3番	岡村	哲雄	4番	大西	瑞香
5番	原	隆伸	6番	東	篤布
7番	奥村	仁	8番	樋口	泰生
9番	太田	哲生	10番	瀧本	攻
11番	近澤	チヅル	12番	入江	康仁
13番	家崎	仁行	14番	平野	隆久

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	中 村 吉 伸	総 務 課 長	水 谷 法 夫
財 政 課 長	上ノ坊 健 二	危 機 管 理 課 長	長 井 裕 悟
企 画 課 長	玉 本 真 也	税 務 課 長	玉 津 裕 一
住 民 課 長	世 古 基 樹	福 祉 保 健 課 長	上 村 毅
老 人 ホ ー ム 赤 羽 寮 長	近 藤 大 志	環 境 管 理 課 長	宮 本 忠 宜
農 林 水 産 課 長	岩 見 建 志	商 工 観 光 課 長	塩 崎 清 人
建 設 課 長	井 土 誠	水 道 課 長	家 倉 義 光
海 山 総 合 支 所 長	森 岡 純 司	教 育 長	中 井 克 佳
学 校 教 育 課 長	直 江 仁	生 涯 学 習 課 長	直 江 憲 樹

職務の為出席者

議 会 事 務 局 長	上 野 隆 志	書 記	直 江 和 哉
書 記	源 口 晴 子	書 記	佐 々 木 猛

提 出 議 案 別紙のとおり

会 議 録 署 名 議 員

3 番 岡 村 哲 雄	4 番 大 西 瑞 香
-------------	-------------

議 事 の 顛 末 次のとおり記載する。

(午前 9時 30分)

入江康仁議長

それでは、定刻になりましたので、皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、議会改選後の初の定例会であります。

去る12月1日に初議会が開催され、新しい紀北町議会の組織を構成し、新たにスタートしたところであります。議会といたしましては、住民を代表する意思決定機関としての使命を果たすために、最善の努力をしていきたいと考えております。

また、議員各位におかれましては、円滑に議事運営にご協力いただくとともに、適切、妥当な議決に達せられますよう慎重なるご審議をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

それでは、ただいまから令和4年12月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、今期定例会においても、新型コロナウイルス感染予防対策を実施してまいりますので、よろしく願いいたします。

また、今期定例会において、議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

おはようございます。

それでは、会期日程表と議事日程を朗読させていただきます。

令和4年12月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、12月7日、水曜日、9時30分、本会議。開会、人事案件上程、説明、質疑、討論、採決。一般議案上程、説明、質疑、委員会付託。

第2日、12月8日、木曜日、休会。常任委員会予定日。

第3日、12月9日、金曜日、休会。常任委員会予定日。

第4日、12月10日、土曜日、休日。

第5日、12月11日、日曜日、休日。

第6日、12月12日、月曜日、休会。常任委員会予備日。

第7日、12月13日、火曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第8日、12月14日、水曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第9日、12月15日、木曜日、休会。予備日。

第10日、12月16日、金曜日、9時30分、本会議。委員長報告、質疑、討論、採決、閉会でございます。

次に、議事日程を朗読させていただきます。

令和4年12月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年12月7日（水曜日）9時30分開議

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 | 議案第44号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第6 | 議案第45号 紀北町職員の降給に関する条例 |
| 第7 | 議案第46号 紀北町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 第8 | 議案第47号 紀北町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第9 | 議案第48号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第10 | 議案第49号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第11 | 議案第50号 紀北町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 |
| 第12 | 議案第51号 紀北町立幼稚園条例の一部を改正する条例 |
| 第13 | 議案第52号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について |
| 第14 | 議案第53号 令和4年度紀北町一般会計補正予算（第7号） |
| 第15 | 議案第54号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第16 | 議案第55号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |

第17 議案第56号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

第18 議案第57号 令和4年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）

以上でございます。

入江康仁議長

これより、日程に従い議事に入ります。

日程第1

入江康仁議長

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

3番 岡村哲雄議員

4番 大西瑞香議員

のご兩名を指名いたします。

日程第2

入江康仁議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、12月7日から12月16日までの10日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日12月7日から12月16日までの10日間とすることに決定いたしました。

日程第3

入江康仁議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る12月1日に議会運営委員会が開催され、12月定例会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件であります。

本定例会に提出され、受理した案件は、人事案件が1件、条例、予算等の一般議案が13件の計14件となっております。

なお、陳情1件を受理しておりますが、町外からのものであるため、議員の棚に配付しております。

また、一般会計補正予算中、人件費の部分については、昨年と同様、総務産業常任委員会での審査とされておりますので、ご注意ください。

次に、一般質問についてであります。12月1日から6日までの提出期間内に、6人の議員から通告書が提出されました。日程については、13日火曜日に3人、14日水曜日に3人ということで、2日間で運営をさせていただきたいと考えております。

次に、一部事務組合等議会の開催であります。

三重紀北消防組合議会は、12月26日月曜日午前10時から、紀北町広域連合議会は、同日午後1時30分から、荷坂やすらぎ苑組合議会は、12月27日火曜日午前10時から、それぞれ開催の予定であります。組合議会等議員におきましては、出席くださるようお願い申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、中井教育長、加藤監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告いたします。

次に、常任委員会の開催についてであります。

8日と9日の2日間で常任委員会の開催を予定しております。開催日については、委員長において調整を行っていただき、本日の会議の終わりに報告させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

入江康仁議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、定例会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本議会定例会に当たりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

きほく生活応援商品券の給付についてでございます。

電気やガス、食品等の価格高騰に直面しておられます町民の皆様、事業者の皆様の負担軽減と地域経済の活性化を図るために、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、紀北町内の登録店で使用することができます1人5,000円のきほく生活応援商品券を給付することといたしました。

今月末までにお届けするよう、住民登録のある全ての皆様に発送いたしておりますが、何分にも郵便局の繁忙期でございます。商品券が届くまでお待ちいただきますようお願いを申し上げます。

以上1件をご報告いたしまして、本日の会議に当たりましての行政報告とさせていただきます。

入江康仁議長

以上で行政報告を終わります。

日程第 5

入江康仁議長

次に、日程第 5 議案第44号については、人事案件であるため、会議規則第39条第 3 項の規定により委員会の付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第 5 議案第44号については、委員会の付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

それでは、日程第 5 議案第44号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会定例会に上程をいたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第44号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。紀北町教育委員会委員の東長島2311番地 8、河村幸信氏が本年12月 9 日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、平成26年12月から教育委員会委員としてご尽力をいただいております。

つきましては、同委員としての人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する同氏を引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

人事案件は以上 1 件であります。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

入江康仁議長

以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで質疑を終了します。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第44号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、
原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第6～日程第18

入江康仁議長

お諮りします。

日程第6 議案第45号から日程第18 議案第57号までの13件については、提案者から提案理由並びに内容説明を求めるに当たり、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、議案13件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、最初に提案者から、一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

引き続きまして、各議案の提案理由につきましてご説明を申し上げます。

議案第45号 紀北町職員の降給に関する条例であります。地方公務員法が改正されたことに伴い、降給に関する事項について、本条例を制定する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第46号 紀北町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例であります。地方公務員法が改正されたことに伴い、定年引上げ後の関係条例の規定を整備することから、本条例を定める必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第47号 紀北町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例であります。地方公務員法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第48号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。人事院勧告及び地方公務員法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第49号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例であります。人事院勧告及び地方公務員法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第50号 紀北町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例であります。紀北町税条例等の一部を改正する条例に文言の欠落が判明したことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第51号 紀北町立幼稚園条例の一部を改正する条例であります。紀北町立ふなつ幼稚園を廃園することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第52号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議についてであります。令

和5年4月1日より、規約第3条第1項第4号に定める事務に伊勢市及び松阪市を加えるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第53号 令和4年度紀北町一般会計補正予算（第7号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,573万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億5,349万9,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第54号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,411万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第55号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,915万6,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第56号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ407万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,472万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第57号 令和4年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）であります。収益的収入につきましては、14万円を増額し、総額を3億9,041万6,000円に、収益的支出につきましては、1,524万9,000円を増額し、総額を3億8,253万円に、資本的収入につきましては、10万円を増額し、総額を1億1,177万1,000円に、資本的支出につきましては、6万円を増額し、総額を2億4,648万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上13件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

（「議長、訂正をお願いします」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

水道事業会計の補正予算（第2号）で、私の発言に間違いがございました。

正しくは、「資本的収入につきましては、10万円を減額し、総額を1億1,177万1,000円に」

でございますので、訂正をお願い申し上げます。

入江康仁議長

続いて、各議案の内容説明を求めます。

まず、議案第45号から議案第49号の説明を求めます。

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

おはようございます。

説明の前に、地方公務員法の改正をご説明させていただきます。

令和3年の地方公務員法の改正におきまして、令和5年度より定年年齢の引上げ等が施行されることに伴い、関係条例の制定、改正、廃止を行うものでございます。

改正の主な内容につきましては、定年年齢を60歳から65歳に、管理監督職勤務上限年齢制により管理監督職の上限年齢を60歳とすること、再任用制度を廃止し、定年前再任用短時間勤務制とすることなどでございます。

それでは、議案第45号 紀北町職員の降給に関する条例につきまして説明させていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第45号 紀北町職員の降給に関する条例

紀北町職員の降給に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、地方公務員法が改正されたことに伴い、降給に関する事項について、本条例を制定する必要性が生じたためであります。

今回の条例の制定であります。定年引上げなどに伴い、条例を整備するものでございます。

4ページをお願いいたします。

第1条の目的では、意に反する降給を行う場合には、条例で定める必要があり、主な制定理由につきましては、定年引上げにより役職定年制が導入され、60歳に到達した日以後の4月1日に管理監督職から非管理監督職となるためでございます。

第2条は種類で、降格、降号、降給でございます。

第3条は降格の事由で、職務の級にある職務を遂行することが困難な場合や心身の故障が

ある場合などがございます。

第4条は降号の事由で、職務の級にある職務を遂行するのは可能でございますが、勤務実績がよくない場合などがございます。

第5条は通知書の交付、第6条は受診命令に従う義務の規定でございます。

附則第1項で、令和5年4月1日の施行としております。

第2項で、議案第48号でご説明いたしますが、60歳に到達した日以後の4月1日に給料月額が7割となる降給を規定してございます。

以上で議案第45号の説明を終わります。

次に、議案第46号 紀北町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして説明させていただきます。

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第46号 紀北町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

紀北町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、地方公務員法が改正されたことに伴い、定年引上げ後の関係条例の規定を整備することから、本条例を定める必要が生じたためでございます。

今回の条例の整備であります。定年引上げなどに伴い、引用条文や用語の変更、条例の廃止をするため、本条例を定めるものでございます。

8ページをお願いいたします。

8ページにつきましては、条例の一部を改正する条例の改正文などがございます。

9ページをお願いいたします。

本条例は、附則により、令和5年4月1日から施行することとしております。

主な改正内容等につきましては、11ページからの新旧対照表で説明いたします。

11ページをお願いいたします。

第1条関係の紀北町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の新旧対照表でございます。

地方公務員法の引用条文の変更でございます。

12ページをお願いいたします。

第2条関係の紀北町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の新旧対照表でございます。

減給する際の給料月額と10分の1以上を減額する額の明確化でございます。

13ページをお願いいたします。

第3条関係の紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の新旧対照表でございます。

主な改正内容につきましては、地方公務員法の改正に伴う再任用職員の引用条文の変更と、再任用短時間勤務職員が廃止されまして、定年前再任用短時間勤務職員となるための名称の変更でございます。

15ページをお願いいたします。

第4条関係の紀北町職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表でございます。

育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、第2条第3項及び第9条第3項に、60歳の4月1日以降も特別の事由により管理監督職として勤務する職員の規定を追加するものでございます。

16ページをお願いいたします。

第18条及び第19条は、地方公務員法の改正に伴う再任用職員の引用条文の変更と、再任用短時間勤務職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員となるための名称変更でございます。

17ページをお願いいたします。

第5条関係の紀北町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の新旧対照表でございます。

第2条第2項は再任用職員の条文の削除で、第5号は60歳の4月1日以降も特別の事由により管理監督職として勤務する職員の規定を追加するものでございます。

戻りますが、9ページをお願いいたします。

中段の第6条におきまして、紀北町職員の再任用に関する条例は、定年前再任用短時間勤務職員として、職員の定年等に関する条例におきまして規定することから、廃止するものでございます。

以上で議案第46号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第47号 紀北町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

議案書の18ページをお願いいたします。

議案第47号 紀北町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町職員の定年等に関する条例（平成17年紀北町条例第24号）の一部を別紙のとおり改

正する。

令和4年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由であります。地方公務員法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する
必要が生じたためでございます。

19ページをお願いいたします。

これは、条例の一部を改正する条例の改正文でございます。

23ページをお願いいたします。

本条例の改正につきましては、附則により、令和5年4月1日から施行するものとしてお
ります。ただし、60歳に達する職員に対する情報提供及び勤務形態等の意思確認の規定につ
きましては、公布の日から施行することとしております。

主な改正内容につきましては、30ページからの新旧対照表で説明させていただきます。

30ページをお願いいたします。

上段につきましては、目次を追加するものでございます。

第1条は、地方公務員法の引用条文の変更でございます。

第3条で、定年の年齢を60歳から65歳としております。

第4条は、定年退職となる職員を特別の事情により引き続き勤務させることができる規定
で、字句の整理及び第9条の規定の追加でございます。

32ページをお願いいたします。

第6条では、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を規定し、管理職手当の
支給を受ける職員として、主幹以上が対象となります。

第7条では、管理監督職勤務上限年齢は60歳としております。

第8条では、管理監督職勤務上限年齢に達して降格する際に、遵守すべき事項を規定して
おります。

33ページをお願いいたします。

第9条では、60歳に達した管理監督職の職員を特別の事由により引き続き管理監督職の職
員として、3年を限りに勤務することができる規定でございます。

34ページをお願いいたします。

第4章は、定年前再任用短時間勤務制の規定でございます。

第12条で職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以降に退職した職員につつま

して、65歳まで定年前再任用短時間勤務職員として任用するための規定でございます。

35ページをお願いいたします。

附則第2項で定年に関する経過措置を定め、令和5年度から2年ごとに1歳ずつ定年が引き上げられ、令和13年度からは定年が65歳となります。

議案第47号の説明は以上でございます。

次に、議案第48号 紀北町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

議案書の37ページをお願いいたします。

議案第48号 紀北町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例

紀北町一般職の給与に関する条例（平成17年紀北町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、人事院勧告及び地方公務員法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

38ページをお願いいたします。

第1条では、人事院勧告に準拠した改正文で、勤勉手当と行政職給料表の改正でございます。

42ページをお願いいたします。

第2条では、地方公務員法の改正等に伴う改正文でございます。

44ページをお願いいたします。

本条例は附則により、公布の日から施行することとし、第2条は令和5年4月1日から施行することとしております。

第2項で、第1条の規定の適用は令和4年4月1日としております。

改正内容は新旧対照表で説明させていただきます。

47ページをお願いいたします。

第1条関係でございます。

第28条第2項第1号では、職員の勤勉手当の支給率につきまして、100分の95を6月は100分の95、12月は100分の105に、第3号では、再任用職員の支給率を、100分の45を6月は100分の45、12月は100分の50としております。

48ページをお願いいたします。

48ページから51ページが改正後の行政職給料表で、52ページから55ページが改正前の行政職給料表であります。

56ページをお願いいたします。

第8条は、再任用職員から定年前再任用短時間勤務職員とする改正と、引用条文の変更でございます。

この条以降も同様に、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改正いたしております。

60ページをお願いいたします。

第2条関係でございます。

第28条の勤勉手当は、61ページをお願いいたします。

1条で改正いたしました職員の6月と12月の支給率を6月、12月ともに100分の100に、定年前再任用短時間勤務職員は100分の47.5に改正するものでございます。

附則第9項では、60歳に到達した日以後の最初の4月1日に給料月額を7割とする規定でございます。

61ページをお願いいたします。

附則第11項では、第9項の規定により7割の給料月額となりますが、管理監督職の職員が役職定年制により非管理監督職となる場合には号級が変更となり、給料月額に差が生じることとなるため、管理監督職の号級で算定した額との差額を調整額として支給する規定でございます。

以上で議案第48号の説明を終わります。

次に、議案第49号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

63ページをお願いいたします。

議案第49号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年紀北町条例第43号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、人事院勧告及び地方公務員法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

64ページをお願いいたします。

第1条では、人事院勧告に準拠した現業職給料表の改正であります。

68ページをお願いいたします。

第2条では、地方公務員法の改正に係る改正文であります。

69ページをお願いいたします。

本条例は附則により、公布の日から施行することとし、令和4年4月1日から適用し、第2条は令和5年4月1日から施行することとしております。

改正内容は新旧対照表で説明させていただきます。

71ページをお願いいたします。

71ページから74ページが改正後の現業職給料表で、75ページから78ページが改正前の現業職給料表であります。

79ページをお願いいたします。

附則第2項で、60歳に到達した日以後の最初の4月1日に給料月額を7割とする規定でございます。

以上で議案第49号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第50号の説明を求めます。

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

皆様、おはようございます。

それでは、議案第50号につきましてご説明いたします。

議案書80ページをお願いいたします。

議案第50号 紀北町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

紀北町税条例等の一部を改正する条例（令和4年紀北町条例第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町税条例等の一部を改正する条例に文言の欠落が判明したことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

本条例の改正ですが、紀北町税条例等の一部を改正する条例（令和4年紀北町条例第7号）におきまして、第36条の3の3第1項の改正規定中、文言の欠落が判明したことから、是正するために文言を補完し、条例改正をするものでございます。

紀北町税条例第36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書を定めた条文でございまして、申告書の記載内容に関することを規定しております。

変更内容につきましては新旧対照表でご説明いたします。

82ページをお願いします。

新旧対照表は改正規定の文言でございまして、右が旧で、左が新です。

旧では、第36条の3の3第1項の改正規定中「扶養親族（）」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改めるでございましたが、新では、新たにアンダーライン部分の「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を加えることといたします。

通し読みをいたします。

第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（）」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改めるものでございます。

1ページ前にお戻りいただき、81ページをお願いいたします。

続きまして、改正文の附則についてご説明いたします。

本条例は、公布の日から施行いたします。

以上をもちましてご説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第51号の説明を求めます。

直江学校教育課長。

直江仁学校教育課長

皆様、おはようございます。

それでは、議案第51号 紀北町立幼稚園条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案書83ページをご覧ください。

議案第51号 紀北町立幼稚園条例の一部を改正する条例

紀北町立幼稚園条例（平成17年紀北町条例第158号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町立ふなつ幼稚園を廃園することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

加えて、紀北町立ふなつ幼稚園につきましては、入園希望数の減少により、平成31年度より休園の措置を取っています。これまで毎年、入園希望のアンケート調査を実施してまいりましたが、希望者数が幼稚園教育を行う上で適切と考える数を大幅に下回る状況となり、休園を続けてまいりました。

この4年間では、国においては、幼稚園と保育施設は共にひとしく就学前教育を行うとの方針を示し、紀北町内での保育施設では、着実に就学前教育の充実に取り組み、小学校と連携し、切れ目のない指導と支援が安定的に行われてございます。

これらのことから、今後、幼稚園の再開が困難な状況であることから、廃園としたいため、本条例の一部の改正を提案させていただきます。

84ページをご覧ください。

改正文でございます。

紀北町立幼稚園条例の一部を改正する条例

紀北町立幼稚園条例（平成17年紀北町条例第158号）の一部を次のように改正する。

別表ふなつ幼稚園の項を削る。

附則、この条例は令和5年4月1日から施行する。

85ページをご覧ください。

新旧対照表でございます。表の右が旧条例、左が新条例でございます。

旧条例の別表の中の幼稚園の名称、ふなつ幼稚園と位置、紀北町船津1351番地を削るもの
でございます。

以上で議案第51号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

入江康仁議長

次に、議案第52号及び議案第53号の説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第52号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議につきましてご

説明させていただきます。

議案書86ページをご覧ください。

議案第52号 三重県市町総合事務組合同規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和5年4月1日から、三重県市町総合事務組合同規約（昭和62年三重県指令地第885号）の一部を変更する規約を別紙のように定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

令和5年4月1日より規約第3条第1項第4号に定める事務に伊勢市及び松阪市を加えるためでございます。

このたびの規約の改正でございますが、三重県市町総合事務組合は、地方自治法に規定される特別地方公共団体であり、県内29市町の事務を共同処理するための一部事務組合であります。

共同処理する事務としましては、三重県自治会館の設置、管理及び処分に関する事務や議員及び職員の共同研修に関する事務、物品及び業務委託に係る入札参加資格申請の受付及び審査の共同化に関する事務等を行っております。

今回の規約第3条第1項第4号の改正は、物品及び業務委託に係る入札参加資格申請の受付及び審査の共同化に関する事務であります。

入札参加資格申請受付審査であります。入札を行うには、自治体が各事業者からの入札参加資格申請を受け付け、審査を実施し、入札等に参加する資格を業者に付与することが必要であります。審査を通過した業者は、各自治体の作成する入札参加資格者名簿に登録されることとなります。

当組合の共同事業は、平成21年度から共同受付を開始したものであり、本町は当初から参加しておりますが、このことによりまして、従来は各自治体において入札参加資格申請・審査を行っていたため、各業者は入札参加を希望する各自治体に対し、書類の申請を行う必要がありました。共同化することによりまして、業者は共通の申請先である三重県市町総合事務組合に書類を提出するだけで、希望する自治体に申請することが可能となります。

また、自治体にとりましても、受付・審査された名簿データを基に入札参加資格者名簿を

作成するため、業務の効率化を図ることができます。このことから、本業務は自治体側と業者側、双方のコスト縮減、業務の効率化、行政サービスの向上を目的として実施されております。

現在、共同化事業への参加団体は25団体で、10市14町1組合が参加しており、今回新たに伊勢市と松阪市が事務の効率化等を理由に参加を希望したため、規約の一部変更が必要となったことから、議会の議決を求めるものであります。

なお、当事業の負担金につきましては、参加市町で案分して算出しておりますが、伊勢市と松阪市につきましては、加入の際には初期システム導入経費も割り戻して負担していただくことになると聞いております。

87ページは規約の改正文でございますが、別表第2、第3条第1項第4号に定める事務の項中、四日市市の次に伊勢市、松阪市を加える改正内容となります。

この改正は、附則のとおり、令和5年4月1日から施行するものでございます。

改正条文につきましては、88ページの新旧対照表、別表第2（第3条関係）の共同処理する事務第3条第1項第4号に定める事務について、共同処理する市町に下線の「、伊勢市、松阪市」が追加となります。

以上で議案第52号についての内容説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、議案第53号 令和4年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の内容につきまして説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和4年度紀北町一般会計補正予算（第7号）

令和4年度紀北町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,573万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億5,349万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

2ページをご覧ください。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、6ページをご覧ください。

第2表は、繰越明許費でございます。

農林水産業費の海岸保全施設整備事業1億6,480万円を令和5年度に繰越ししようとするものでございます。

7ページをご覧ください。

第3表 債務負担行為補正であります。

県議会議員選挙期日前投票システム運用サポート業務委託、限度額7万5,000円、県議会議員選挙ポスター掲示場設置及び撤去業務委託、限度額111万8,000円、県議会議員選挙ポスター掲示板賃借契約、限度額66万円を追加しようとするものでございます。

8ページをご覧ください。

第4表 地方債補正であります。追加が緊急防災・減災事業で限度額が1,050万円、変更が過疎対策事業を4億6,840万円から4億3,220万円に、緊急自然防災対策事業を1億7,420万円から2億1,520万円に、臨時財政対策債を8,800万円から6,437万9,000円に、それぞれ限度額を変更するものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書で説明させていただきますが、今回の補正の主な内容は、人件費の精査によるもの、事業の精算に伴うもの、急遽修繕が必要なもの、新型コロナウイルスワクチンの追加接種、電気料金の高騰によるもの等でございます。

今回、電気料金の補正が各科目で多く出てまいりますが、各施設で多少の違いはございますが、予算査定時の直近月と前年同月の電気料金を比較しますと、約1.5倍増加しておりますので、そのことを踏まえて予算額を算出しております。

それでは、歳入から説明させていただきますので、11ページをご覧ください。

第10款、第1項、第1目ともに地方交付税3,337万1,000円の増額は、普通交付税の交付額の決定によるもので、主な増額の要因は臨時財政対策債の減額に伴うものでございます。

第14款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金531万9,000円の増額は、障害者介護・訓練等給付事業に係る障害者自立支援給付費負担金64万6,000円と障害者更生医療費給付事業に係る障害者医療費負担金467万3,000円の増額によるものでございます。

第2目・衛生費負担金2,760万円の増額は、新型コロナウイルスワクチン追加接種に係る負担金でございます。

第2項・国庫補助金、第3目・衛生費補助金338万3,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン追加接種に係る事務費補助金でございます。

第4目・農林水産業費補助金1,397万5,000円の増額は、農山漁村振興を目的に実施する農政総合企画事業に係る交付金を新たに計上するものでございます。

12ページをご覧ください。

第15款・県支出金、第1項・県負担金、第2目・民生費負担金233万6,000円の増額は、障害者更生医療費給付事業に係る更生医療費負担金の増額によるものでございます。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金171万9,000円の減額は、県議会議員選挙執行経費の決定によるものでございます。

13ページをご覧ください。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金5,089万円の増額は、今回の補正の所要財源とするため、財政調整基金より繰り入れるものでございます。

第20款・諸収入、第5項、第6目ともに雑入1,889万9,000円の増額は、紀北広域連合負担金の前年度精算金1,424万8,000円と東紀州環境施設組合の前年度精算金465万1,000円を新たに計上するものでございます。

14ページをご覧ください。

第21款及び第1項ともに町債、第1目・総務債30万円の増額は、過疎地域自立促進特別事業債の増、第4目・農林水産業債1,500万円の増額は、県単排水施設整備事業債の増、第10目・臨時財政対策債2,362万1,000円の減額は、発行可能額の決定によるものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。

15ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は、120万3,000円を減額するものでありますが、人事異動や共済組合負担率の確定などによる職員人件費の精査によるものでございます。

なお、今回の職員人件費の補正による増減内容につきましては、ほかの科目におきましても、人事異動による組替えや共済組合負担率の確定などによる職員人件費の精査と、会計年

度任用職員につきましては、人事異動などによる精査でございますので、詳細は最後に給与費明細書で説明させていただきます。

16ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は、1,720万4,000円を増額するものでありますが、特別職や職員、会計年度任用職員の人件費の精査によるものでございます。

17ページをご覧ください。

第5目・財産管理費は、394万1,000円を増額するものでありますが、庁舎管理事業318万8,000円の増額は、本庁舎の電気料金の上昇に伴う増額、町有財産管理事業75万3,000円の増額は、地域振興会館の電気料金の上昇に伴う増額でございます。

第7目・支所及び出張所費は、113万7,000円を増額するものでありますが、海山総合支所庁舎の電気料金の上昇に伴う増額でございます。

18ページをご覧ください。

第2項・徴税费、第1目・税務総務費は、714万1,000円を増額するものでありますが、職員、会計年度任用職員の人件費の精査によるものでございます。

19ページをご覧ください。

第3項及び第1目ともに戸籍住民基本台帳費は、107万2,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

20ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は、152万9,000円を減額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第10目・県議会議員選挙費は、171万9,000円を減額するものでありますが、三重県議会議員選挙執行経費の決定による減額でございます。

21ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は、313万8,000円を減額するものでありますが、職員人件費の精査によるもののほか、国民健康保険事業特別会計繰出金9万9,000円の減額は、職員人件費の精査に伴う繰出金の減額、紀北広域連合運営事業497万9,000円の減額は、介護保険事業、障害者事業、特別会計負担金の減額、紀北町社会福祉協議会海山支所管理事業57万4,000円の増額は、電気料金の上昇に伴う増額でございます。

第3目・身体障害者福祉費は、1,064万1,000円を増額するものでありますが、障害者介

護・訓練等給付事業の129万4,000円の増額は、障害者自立支援給付審査支払等システム改修費用を新たに計上するもの、障害者更生医療費給付事業の934万7,000円の増額は、障害者更生医療費の実績見込みによる増額でございます。

第4目・国民年金事務費は、211万1,000円を減額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

23ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は、275万4,000円を増額するものでありますが、地域支援事業269万2,000円の増額は、前年度の返還金、後期高齢者医療特別会計繰出金6万2,000円の増額は、人件費の精査によるものでございます。

第2目・養護老人ホーム費は、90万1,000円を減額するものでありますが、職員人件費及び会計年度任用職員人件費の精査によるもの、老人ホーム管理運営事業143万9,000円の増額は、電気料金の上昇に伴う増額でございます。

25ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第2目・保育所費は、過疎地域自立促進特別事業債の増額補正に伴う財源更正でございます。

26ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は、1,714万1,000円を増額するものでありますが、地域保健及び環境管理関係の職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・予防費は、3,115万円を増額するものでありますが、母子保健事業1万5,000円の増額、未熟児養育医療給付事業15万2,000円の増額は、前年度の返還金でございます。新型コロナウイルス感染症対策事業3,098万3,000円の増額は、ワクチン追加接種に伴う増額でございます。

27ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は、356万5,000円を減額するものでありますが、職員人件費と会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・塵芥処理費は、2,288万7,000円を増額するものでありますが、リサイクルセンター管理運営事業は、電気料金の上昇に伴う増額でございます。

28ページをご覧ください。

第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は、4万円を増額するものでありますが、職員

人件費の精査に伴う繰出金の増額でございます。

29ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は、31万6,000円を減額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・農業総務費は、1,431万2,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるもの、農政総合企画事業1,397万5,000円を増額は、農山漁村振興交付金を活用し、低コスト耐候性ハウスの整備を行う事業者に対して、新たに支援するものでございます。

第5目・農地費は、1,855万5,000円を増額するものでありますが、一般土地改良事業314万8,000円を増額は、二又木、十須及び下河内頭首工の土砂撤去に係る修繕料と農業用ため池取水施設及び用排水路の調査に係る委託料を新たに計上するもの、農地防災事業1,540万7,000円を増額は、山本排水機場の整備に係る負担金の増額と船津川排水機場の除塵機不具合調査に係る委託料の増額に伴うものでございます。

30ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は、378万5,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第4目・町有林造成費は、1万1,000円を減額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

31ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は、310万8,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第3目・漁港管理費は、47万3,000円を増額するものでありますが、漁港管理事業は、5つの漁港の防潮扉や水門等に係る電気料金の上昇に伴う増額でございます。

32ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は、146万2,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・商工業振興費は、179万8,000円を増額するものでありますが、ふれあい広場マンドロ管理事業92万1,000円を増額は、電気料金の上昇に伴う増額45万3,000円、屋根、エアコンの修繕料46万8,000円でございます。道の駅マンボウ管理事業、道の駅海山管理事業、地域振興施設運営管理事業の増額は、電気料金の上昇に伴う増額でございます。

第3目・観光費は、264万6,000円を増額するものでありますが、温泉施設管理運営事業

237万1,000円の増額は、古里温泉の燃料費、灯油の増額20万円、電気料金の上昇に伴う増額217万1,000円でございます。種まき権兵衛の里管理運営事業、体験型イベント交流施設管理運営事業の増額は、電気料金の上昇に伴う増額でございます。

34ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は、105万1,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

35ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第1目・道路橋りょう総務費は、7万2,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・道路橋りょう維持費は、552万2,000円を増額するものでありますが、交通安全対策事業は、道路照明灯に係る電気料金の上昇に伴う増額でございます。

36ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は、20万2,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

37ページをご覧ください。

第8款、第1項ともに消防費、第1目・常備消防費は、767万円を減額するものでありますが、三重紀北消防組合負担金は、職員人件費の精査による減額や電気料金、燃料代の上昇に伴う増額、前年度繰越金の減額等によるものでございます。

第3目・消防施設費は、68万円を増額するものでありますが、消防機械器具整備管理事業56万8,000円の増額は、渡利消防団小型動力ポンプの修繕と引本浦地区消火栓の取替えに要する経費を新たに計上するものでございます。消防団詰所等建物管理事業11万2,000円の増額は、電気料金の上昇に伴う増額でございます。

第4目・水防費は、118万円を増額するものでありますが、河川海岸水防対策事業は、排水機場等に係る電気料金の上昇に伴う増額でございます。

第5目・災害対策費は、59万6,000円を増額するものでありますが、災害対策事業15万7,000円の増額は、海山防災倉庫及び街灯69基分等に係る電気料金の上昇に伴う増額でございます。防災行政無線管理事業43万9,000円の増額は、防災行政無線や河川監視カメラ等に係る電気料金の上昇に伴う増額でございます。

38ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費は、166万3,000円を減額するも

のでありますが、特別職及び職員人件費の精査によるものでございます。

39ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は、583万円を増額するものでありますが、小学校管理運営事業343万6,000円を増額は、小学校8校に係る電気料金の上昇に伴う増額、小学校校舎等施設営繕事業239万4,000円を増額は、相賀小学校のウッドデッキ修繕や西小学校の給水管取替え工事、倒木等伐採処理工事に係る経費を新たに計上するものでございます。

40ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は、386万円を増額するものでありますが、会計年度任用職員人件費の精査によるもの、中学校管理運営事業393万9,000円を増額は、中学校4校に係る電気料金の上昇に伴う増額でございます。

41ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに幼稚園費は、52万7,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

42ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は、1,789万円を減額するものでありますが、職員人件費と会計年度任用職員人件費は精査によるものでございます。図書館管理運営事業7万9,000円を増額は、電気料金の上昇等に伴う増額でございます。集会施設等管理運営事業90万6,000円を増額は、電気料金の上昇に伴う増額77万6,000円と長島多目的会館エレベーター非常用電源用バッテリー取替えに係る経費13万円を新たに計上するものでございます。

第2目・公民館費は、234万4,000円を増額するものでありますが、公民館管理運営事業は、公民館の電気料金の上昇に伴う増額144万円、海山公民館の緞帳落下ワイヤーの交換及びポンプ室屋上防水修繕工事に係る経費90万4,000円を新たに計上するものでございます。

43ページをご覧ください。

第3目・郷土資料館費は、5万6,000円を増額するものでありますが、郷土資料館管理運営事業は、電気料金の上昇に伴う増額でございます。

44ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第2目・給食施設費は、211万9,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。海山地区学校給食管理運営事業230万6,000円を増額は、海山学校給食センターの電気料金の上昇に伴う増額155万6,000円と厨房機器の修繕

料75万円を新たに計上するものでございます。

第3目・体育施設費454万5,000円の増額は、体育館管理事業12万8,000円の増額は、台風被害に遭った海山体育館の屋根修繕料、多目的広場管理事業14万9,000円の増額は、電気料金の上昇に伴う増額でございます。健康増進施設管理事業426万8,000円の増額は、電気料金の上昇に伴う増額391万5,000円、ガス料金の上昇に伴う増額35万3,000円でございます。

45ページをご覧ください。

第11款及び第1項ともに公債費、第1目・元金は、77万8,000円を増額するものでありますが、長期債借入金償還金の利率見直しに伴う元金償還額の増額によるものでございます。

第2目・利子は、316万円を減額するものでありますが、長期債借入金の利率見直し及び令和3年度起債の借入額の決定によるものでございます。

46ページは、債務負担行為に関する調書でございます。

47ページからは、地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、48ページの合計欄をご覧ください。

前年度末現在高は125億9,499万8,000円であり、当該年度中の起債見込額は、今回の補正分832万1,000円の減額により9億9,847万9,000円となり、当該年度中の元金償還見込額については、今回の77万8,000円の増額により13億8,371万3,000円となることから、当該年度末現在高見込額は122億976万4,000円となる見込みでございます。

49ページをご覧ください。

給与費明細書でございますが、1の特別職につきましては、長等で共済費2万4,000円を増額し、補正後の総額としましては1億3,766万1,000円となります。

50ページをご覧ください。

2、一般職の総括表になりますが、内容につきましては職員分から説明させていただきますので、51ページをご覧ください。

給料591万4,000円、職員手当884万4,000円の増額、共済費568万7,000円の増額により、合計は2,044万5,000円の増額となり、補正後の総額としましては12億3,779万1,000円となります。

次に、会計年度任用職員分でございますが、52ページをご覧ください。

報酬132万1,000円、職員手当43万2,000円の減額、共済費74万5,000円の増額により、合計は100万8,000円の減額となり、補正後の総額としましては5億646万5,000円となります。

戻りますが、50ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の補正後の合計は、1,943万7,000円を増額し、17億4,425万6,000円となります。

53ページをご覧ください。

増減額の明細であります。給料591万4,000円を増額は、給与改定と人事異動等によるものでございます。職員手当841万2,000円を増額も、同じく給与改定と人事異動等によるものでございます。

54ページ以降につきましては、給料及び職員手当の状況等について記載したものでございます。

以上で、議案第53号 令和4年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

それでは、11時10分まで暫時休憩といたします。

(午前 10時 52分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 10分)

入江康仁議長

次に、議案第54号及び議案第55号の説明を求めます。

世古住民課長。

世古基樹住民課長

それでは、議案第54号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,411万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき歳入から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第5款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金9万9,000円の減額分は、人事異動による組替えや共済組合負担率の確定に伴う職員4名分の職員人件費の精査でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費9万9,000円の減額は、人事異動による組替えや共済組合負担率の確定に伴う職員4名分の職員人件費の精査でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

9ページから説明させていただきます。

第8款・諸支出金、第2項・国県支出金返納金、第1目・国庫支出金返納金1万円の増額と、第2目・県支出金返納金6万4,000円の増額につきましては、国・県からの補助金であります。国民健康保険基盤安定負担金につきまして、交付されました補助金額の修正が発生したことに伴う返還金でございます。

8ページにお戻りください。

第6款・第1項ともに基金積立金、第1目・財政調整基金積立金7万4,000円の減額につきましては、9ページで説明させていただきました国県支出金返納金7万4,000円の支払いに費やす財源でございます。

以上で、議案第54号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第55号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和4年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,915万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、歳入歳出いずれも人事異動による組替えや共済組合負担率の確定に伴う職員1名分の職員人件費の精査でございます。

以上で、議案第55号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

入江康仁議長

次に、議案第56号の説明を求めます。

近藤老人ホーム赤羽寮長。

近藤大志老人ホーム赤羽寮長

それでは、議案第56号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ407万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,472万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

それでは、歳入予算からご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第2款・県支出金、第1項・県補助金、第2目・老人福祉費補助金は、98万円を増額し、98万円とするものでございます。老人ホーム赤羽寮の介護職員の処遇改善の実施に伴う介護職員処遇改善支援補助金でございます。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は、309万7,000円を増額し、1,940万円とするものでございます。

次に、歳出予算をご説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は、543万2,000円を増額して、1億9,206万7,000円とするものであります。職員人件費は、人事異動や共済組合負担率の確定などによる153万円の増額と、会計年度任用職員人件費は、処遇改善等による174万4,000円の増額、また、老人ホーム管理運営事業は、電気料金の上昇に伴う215万8,000円の増額であります。

9ページをご覧ください。

第2款・サービス事業費、第1項・居宅サービス事業費、第1目・居宅介護サービス事業費は、135万5,000円を減額し、261万1,000円とするものであります。会計年度任用職員報酬の精査による減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第57号の説明を求めます。

家倉水道課長。

家倉義光水道課長

それでは、議案第57号 令和4年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度紀北町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございますが、第1款・水道事業収益の既決予定額3億9,027万6,000円に補正予定額14万円を増額し、計を3億9,041万6,000円に、第2項・営業外収益の既決予定額1億351万円に補正予定額14万円を増額し、計を1億365万円に補正するものでございます。

次に、支出でございますが、第1款・水道事業費用の既決予定額3億6,728万1,000円に補正予定額1,524万9,000円を増額し、計を3億8,253万円に、第1項・営業費用の既決予定額3億3,767万円に補正予定額1,700万円を増額し、計を3億5,467万円に、第2項・営業外費用の既決予定額2,938万4,000円から補正予定額175万1,000円を減額し、計を2,763万3,000円に補正するものでございます。

続きまして、（資本的収入及び支出）でございますが、第3条 予算第4条本文括弧書きを「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,470万9,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額594万2,000千円、当年度分損益勘定留保資金1億1,337万6,000円、建設改良積立金1,539万1,000円で補てんするものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございますが、第1款・資本的収入の既決予定額1億1,187万1,000円から補正予定額10万円を減額し、計を1億1,177万1,000円に、第2項・補助金の既決予定額5,207万1,000円から補正予定額10万円を減額し、計を5,197万1,000円に補正するものでございます。

次に、支出でございますが、第1款・資本的支出の既決予定額2億4,642万円に補正予定額6万円を増額し、計を2億4,648万円に、第1項・建設改良費の既決予定額1億2,704万2,000円に補正予定額6万円を増額し、計を1億2,710万2,000円に補正するものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)でございますが、第4条 予算第8条中(1)職員給与費6,670万3,000円を6,502万4,000円に改める。

続きまして、(他会計からの補助金)でございますが、第5条 予算第9条に定めた他会計からの補助金を、次のとおり補正する。

一般会計からの補助金の既決予定額9,143万1,000円に補正予定額4万円を増額し、計を9,147万1,000円に補正するものでございます。

令和4年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、内容につきましては、実施計画に基づき、収益的収入から説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

第1款・水道事業収益、第2項・営業外収益、第2目・補助金は、14万円を増額し、4,260万円とするものでございます。内容といたしましては、児童手当に係る一般会計からの補助金14万円の増額によるものでございます。

次に、収益的支出につきましては、第1款・水道事業費用、第1項・営業費用、第1目・原水及び浄水費は、1,762万1,000円を増額し、7,062万9,000円とするものでございます。内容といたしましては、エネルギー価格の高騰に伴う電気料金の値上げによる浄水場施設に係る動力費1,762万1,000円の増額によるものでございます。

第2目・配水及び給水費は、135万6,000円を増額し、2,115万4,000円とするものでございます。内容といたしましては、先ほどと同じく、電気料金の値上げによる給配水施設に係る動力費135万6,000円の増額によるものでございます。

第3目・総係費は、197万7,000円を減額し、8,772万5,000円とするものでございます。内容といたしましては、人事異動及び共済組合負担率の確定などによる職員人件費197万7,000円の減額によるものでございます。

第1款・水道事業費用、第2項・営業外費用、第2目・消費税及び地方消費税は、175万1,000円を減額し、1,032万4,000円とするものでございます。内容といたしましては、本則課税による納税額175万1,000円の減額によるものでございます。

続きまして、資本的収入でございますが、第1款・資本的収入、第2項、第1目ともに補助金は10万円を減額し、5,197万1,000円とするものでございます。内容といたしましては、

児童手当に係る一般会計からの補助金10万円の減額によるものでございます。

次に、資本的支出でございますが、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費、第1目・上水道改良費は、6万円を増額し、9,507万円とするものでございます。内容といたしましては、共済組合負担率の確定などによる職員人件費6万円の増額によるものでございます。

以上で、議案第57号 令和4年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

入江康仁議長

以上で提案理由及び内容説明を終わります。

これから各議案に対する質疑に入りますが、質疑の回数は会議規則第55条の規定により、議長が宣告した議題について3回以内となっております。

なお、委員会での審査は十分できますので、申合せ事項にもありますとおり、自分が所属する委員会に付託される案件についての質疑は委員会で行っていただきますよう、議事運営にご配慮をお願い申し上げます。

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

日程第6

入江康仁議長

日程第6 議案第45号 紀北町職員の降給に関する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

第45号を質疑します。

今回新たに、先ほどの説明では、地方公務員法が令和3年に改正され、来年から定年延長がなされ、60歳から65歳になることに伴い、新しく制定するということなんですけれども、初めてじゃないかもしれないんですが、降給という、給料が下がるという提案、条例が新たにできたわけなんですけれども、先ほどの課長の説明で、附則のところでも7割という言葉も出て

きました。

具体的にはどうなるのか、詳しい説明をお願いいたします。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

近澤議員のご質問にお答えいたします。

こちらの定年引上げに伴いまして、近澤議員が先ほど言われました給料が7割になるというのは、附則でうたわせていただいております。こちらの主な理由につきましては、管理監督職の上限年齢制によりまして、60歳になった以後の4月1日に、それまで課長をしておりました職員が係長級に降格することになります。これは制度上、管理職の定年制を設けることによりまして、制度上降格することになりますので、これは職員が望んだことではなくて、制度上でこういった降格が生じることになりますので、新たにこちらの降給に関する条例のほうを規定させていただいております。

先ほど近澤議員が述べられました60歳になったときの給料月額が7割になるというものは、当分の間でございますので、附則のほうでそれをうたわせていただいております。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

今の説明ですと、60歳になって定年になっても、来年からは61歳でも仕事に就けるけれども、給料が7割に減って、監督の課長のままではなくて主幹級の位置になるという、主幹級、位置じゃないね、課長のままではないのは確かなんですけれども、そういうところでございますが、そうすると、本当の主幹級の方と同じレベルの方が増えていくことになると思うんですけれども、国のほうから定員についても、私、これはよくないとは思っているんですけれども、厳しい、職員を削減する指令が出ております。

そうすると、新規採用者とかそういうところに、定年延長はいいんですけれども、どういう影響が出てくるのかなという危惧があります。まだ当分の間という、7割という保障もないような説明でしたので、こちら辺はどういうふうに、想像になるのかもしれませんが、現在のところではどういうふうになるのか、説明をお願いいたします。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

60歳になった時点での定年の延長に対する職員の降級は、主幹ではなくて係長級ということで、申し訳ありませんが、そういった形で。よろしく願いをいたします。

こちら、当分の間につきましては、国家公務員に準拠して、地方公務員のほうも当分の間、給料月額を7割水準にするという形で、当分の間ということでは、今のところはお答えすることはできないので、申し訳ありませんが、ご理解をよろしく願いをいたします。

また、新規採用職員につきましては、定年延長はされるんですが、これまでも職員の再任用制度という制度もございまして、そちらのほうでも職員を定年退職後も雇用してございますので、職員採用につきましては全体を勘案して、職員の年齢構成等もございまして、全体を勘案して、採用のほうは検討していきたいと考えております。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

係長級でしたので、私もそう思いながら、そういう言葉を使っておりました。失礼しました。

やはり新規の若い採用者のところに影響が出てくるのかなという危惧もあります。そして、今も、全員が希望して定年延長しなくても、今までのように、名前は変わりますけれども、再任用を選ぶということもできるとは思うんですけれども、そのところ、確認ですが、よろしく願いいたします。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

近澤議員のおっしゃるとおり、職員の意思によって選択をすることができます。60歳になるときに、先ほど降格して、係長級の仕事で定年まで勤務するというやり方と、60歳になった時点で一旦は退職して、その後、近澤議員のおっしゃった定年前の短時間勤務の再任用職員として勤務するというやり方、そこは職員のニーズを、勤務形態を、いろいろ選択を設けるために、こういった形で勤務形態の規定をさせていただいております。

以上でございます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第7

入江康仁議長

次に、日程第7 議案第46号 紀北町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第8

入江康仁議長

次に、日程第8 議案第47号 紀北町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

これも定年などに関する条例の一部を改正する条例なんですけれども、そもそも今回、国会で地方公務員法が改正された目的は、やっぱり公務員の方、60歳で定年になっても、年金を受け取るのは65歳、その間を保障するというんですか、そういう全体の奉仕者の皆さんの年金を頂けるまでの間を保障して、全体の奉仕者として頑張ってもらいたいという思いがありますが、65歳にならないともらえないんですが、その5年間を保障されるわけですが、今、来年4月1日、61歳で延長しても、5年後には63歳までしか、2年に一遍しか1歳上がらないんですね、この表でいきますと。

それで、5年後には63歳までいけるんですけれども、10年後、当面の間という説明も附則の中ではあるんですけれども、65歳になる方は、令和13年度までかかるということなんですけれども、その間、5年後には63歳になって終わってしまうのか、その方がそのまま令和13年まで、65歳まで保障されるのかどうか、そこら辺のところの説明をお願いしたいと思います。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

近澤議員のご質問にお答えいたします。

定年延長は段階的に経過措置を設けておりまして、61歳で定年退職された方につきましては、今回の改正によりまして、再任用の条例のほうは廃止させていただくんですが、定年に関する条例の附則のほうで、これまでの再任用職員は暫定再任用職員として、65歳まで雇用できるという附則を設けておりますので、63歳、1歳とか2歳で退職された方で再任用として勤務されることを希望される職員の方につきましては、65歳まで暫定再任用職員として任用させていただくことが可能となっております。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

そうしますと、定年を選んでも、途中で定年再任用に変わることができるということですね。どちらかを選ばなくてはいけないけれども、定年制を選んで、その時点が来たら定年再任用のほうに、普通、定年を選んで再任用を選んだら変わらないという説明も、一方では、そういうように考えておられると思うんですけれども、確認です、今のお答えに対しての。

今回、来年から61歳で定年を選んだ方は、5年後にまた定年再任用のほうに変わって、65歳まで保障されると理解してよろしいんですね。確認です。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

暫定再任用と定年前の再任用短時間勤務職員とは、勤務形態としては同じで、名称が変わるだけなんですけど、職員の勤務形態といたしましては、名称が変わるだけで、職員の意思によりまして、61歳、62歳で定年を迎える方も、定年を待たずに定年前の短時間勤務の再任用職員として希望される場合も、これはあくまでも制度上の変更によりまして名称が異なるだけで、職員の勤務形態といたしましては、65歳までは職員の希望によりまして、短時間の再任用職員として勤務できることになります。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

3回目になります。

保障されるのだなと思って、安心を少しいたしました。

この定年制に関しましては、私が読んだ本の中には、10年後に65歳になって、その方が保障されていないという本もありました。令和13年のことなんですけれども、そのところを紀北町としては、どのように判断、新しいことで難しいことだと思いますが、令和13年に65歳になることは保障されていないということを書いてある本も私、読みましたので、そこら辺がその本の主張されている方も、その方の主張ですので、正しいとか正しくないとかは言えないと思うんですけれども、そういう本も読みましたので、厳しいところだと思いますが、どのように保障されると紀北町としては判断されているのかどうか、最後にお伺いします。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

紀北町のほうでは、定年に関する条例の退職の年齢を60歳から65歳に改正をしておりますので、65歳までは、経過措置はございますが、保障というか、勤務していただくことは可能な条例となっております。

以上でございます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第9

入江康仁議長

次に、日程第9 議案第48号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

第48号ですね。

入江康仁議長

第48号です。

11番 近澤チヅル議員

すみません。人事院勧告及び地方公務員法、先ほどの定年延長のことに伴い、紀北町条例の一部を改正する必要が生じたためですが、人事院勧告で給料及び一般的にいうボーナスですね、どのように変わりましたか。具体的な説明がありませんでした。

3年ぶりの上昇で、今の物価高の中で、人事院勧告もそういうことを認めたので、これは評価したいと思いますが、具体的にはどう変わったのか、説明をお願いいたします。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

説明漏れがございまして、申し訳ありませんでした。

令和4年の人事院勧告をご説明させていただきます。

人事院勧告につきましては8月8日に公表されてございます。その内容につきましては、民間給与との格差が921円ございまして、それを埋めるために初任給及び若年層の俸給月額の上上げと、ボーナスにつきましては、民間の支給率が4.41月で、公務員につきましては4.30月でございましたので、その均衡を図るために0.10月、ボーナスを引き上げるという勧告でございます。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

月額の方は何%上がるのかなという、今の説明には、ボーナスが0.1、月額の方は921円差があったのでというお話があったんですけども、それが何%の上昇になったのか、ちょっと回答漏れがありました。

そして、これらのことが現実に遡って、いつから実施されるのかお伺いします。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

町としては、どれだけ上がったかというところ、何%上がったかというところなんです、職員それぞれによって昇給率というのが異なってまいりまして、ごめんなさい、ちょっとその資料は持ち合わせてございません。

あともう一つ、ご質問が……

(「現実にいつから……」と呼ぶ者あり)

水谷法夫総務課長

すみません。こちらのほうにつきましては、公布の日から施行させていただきまして、適用を令和4年4月1日からという適用で、4月まで遡って適用させていただきたいということで上程をさせていただいております。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

4月1日から、全国的な情報では、ボーナスは0.1、月額は0.23%という情報があります。紀北町の職員に関しましては、いろんな方がおられるので、それぞれ違うとは思いますが、4月1日から運用されるということになりますと、今回の12月の、もうすぐ支給されますけれども、それも適用されて、6月分までは適用されるのかな、その分が12月に今回支給されるのかなと思うんですが、条例も17日に可決しないと、0.1、0.23が上がらないのかなという思いもありますが、そのところは現実的にどうなりますか、お伺いします。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

期末勤勉手当につきましては、改正前の今の現行の支給率によりまして、12月10日を基準日として支給をさせていただくこととなります。

また、この改正条例をご可決、もしいただけたら、そちらは可決後にその差額を、また給料と期末勤勉手当の差額を職員に支給することとなります。

以上でございます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第10

入江康仁議長

次に、日程第10 議案第49号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第11

入江康仁議長

次に、日程第11 議案第50号 紀北町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第12

入江康仁議長

次に、日程第12 議案第51号 紀北町立幼稚園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

14番 平野隆久議員。

14番 平野隆久議員

それでは、第51号ということで、先ほどの説明では、廃園するのに、幼稚園の教育をする

ための適切な人数を大きく下回るという説明があったんですけども、適切な人数というのはどういうふうな人数なのか、答弁を求めます。

あと、もう一つ、廃園後の施設の利用は現時点でどのように考えられているのか、2点についての答弁を求めます。

入江康仁議長

中井教育長。

中井克佳教育長

平野議員のご質問にお答えします。

まず、幼児教育をするのに適切な人数についてですが、国のほうからも明確な規定はございません。ただし、小学校の初等教育、低学年を参考にしますと、8人を下回った場合、適切な集団の学びや活動ができないということで、複式を取るようになっております。幼稚園につきましても、実際の活動を見ますと、やはり8名は必要だと紀北町では考えております。

続いて2点目の、この条例が可決された場合、園舎の跡利用についてですが、子どももないことから、1月より、どういう使い方ができるのか検討してまいりたいと思います。教育の施設でありますので、教育に関わるような有効な活用がないか、あるいは町民の大切な財産でもありますので、いろいろな見地から考えてまいりたいと思っております。

以上です。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

適切な人数ということで、こちらでは8人程度と、今参考として言われたんですけども、やはり危惧するのは、数字ばかりで判断、今後した場合に、だんだん少子の場合も考えられるし、保育施設との壁もあり得ますので、今後人数だけで制限してしまうと、当町に幼稚園がなくなってしまうということも考えられる状況がありますので、その点は今後、8名という基準があるにしても、そこらも考慮して今後とも考えていただきたいと思うので、今回答弁を求めました。

また、施設については、これで認められた後に活用法を考えていくということなんですけれども、有効な活用ができるようなことを考えていただきたいと思います。再度答弁を求めます。

入江康仁議長

中井教育長。

中井克佳教育長

議員がおっしゃられますように、8人というのが適当な数字なのかどうか、これは明確なエビデンスとか、そういうものはございません。ただし、紀北町としては、子どもの未来に関わることでありますので、幼稚園あるいは保育園を出た子どもが小学校において、どのような成長をするのか、そこも併せて見ていながら、検討していきたいと思っております。

そして、園舎の跡利用については、お言葉いただきましたが、全く同じように考えております。どうぞよろしく願いいたします。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

7番 奥村仁議員。

7番 奥村仁議員

ふなつ幼稚園の廃園をしていくということで上げられている条例なんですけれども、以前に引本幼稚園が休園から廃園になっていった経緯というの、同じような経緯があつて廃園になっていったと思うんですけれども、今、紀北町内には紀伊長島幼稚園があつて、15名ほどが通園されているというふうなことで、今後まだ、15名から増加傾向にもあるというふうに聞いているんですけれども、例えば廃園のほうにシフトしていこうという考えを持たれたときに、アンケートを取られて、今回は0歳児から5歳児の保護者に対してアンケートを行った結果で、幼稚園教育を望まれている保護者の方が見えなかったという結果をもってのことだと思うんですけれども、今後多分、海山地区、紀伊長島地区の中で、紀伊長島地区には1園あるというところで、幼稚園教育を望む保護者が出たときに、海山に住んでいるから紀伊長島の幼稚園にはどんなふうに通園させるのかというところ、受け入れるのか受け入れないのかというのもあると思うんですけれども、これは紀北町の教育として、幼稚園教育というのを必要だと思つて、残していこうという部分があるのか、8名を切つていったときに、全体的に幼稚園教育をなくして、保育園の中の幼稚園教育的な部分を強化していくというふうにしフトしていくのか、そこがちょっと不透明なまま廃園してしまうと、じゃ、海山地区は幼稚園ではなくて保育園で幼稚園教育をやっていくんですよというのを、地区によって考え方が違うようになってしまうので、その辺どんなふう考えられているのか、ちょっと聞きたいと思つます。

入江康仁議長

中井教育長。

中井克佳教育長

奥村議員のご質問にお答えします。幾つかありますので、漏れがあったらまたご指摘ください。

まず、大きい質問のところ、海山のほうは幼稚園がなくなる、紀伊長島地区は幼稚園がある、海山のほうの幼児教育をどう考えるのかということですが、幼児教育については、とても重要なものであるという認識の下で考えております。そして、海山においては、幼稚園教育がなくなるというよりは、現在、過去4年、幼稚園を選んでいただいております。

そのことで、この4年間、じゃ、子どもたちは幼児教育をできなくなるのか、そういったことが起こらないように、2018年に国が見解を示した保育園でも保育施設でも幼児教育を行う、つまり就学前教育をやりますという方向性がありますので、海山の保育園、保育士の方たちには全員、幼稚園教諭の免許を取っていただきました。そして、免許は教員の免許と同様に、もらって終わりではなく、そこからどう学び、何をできるようにしていくのか、資質の向上と能力の向上が必要になります。

それに備えて、尾鷲市と紀北町とで連携して、紀北ブロック乳幼児推進協議会というのを平成14年に先駆けてつくって運用しております。現在その実績は、三重大学あるいは静岡県内の公立大学を含め、東海地区から優れた理論と実践をされている方をお招きして、全ての先生に研修をしていただいております。

今回、形としましては、海山が保育施設のみになりますが、その中でも確かな幼児教育ができるように、教育委員会もできる支援を考え、充実に努めてまいりたいということ併せてご説明させていただきます。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

海山の保育園で、そういうような教育ができていくからということやと思うんですけども、海山、紀伊長島というと、あまりよくないなと思うんですけども、実際に今後生まれてこられるところで、以前は保育料がかなり高くて、上の子がある程度の年齢になったら幼稚園へ行って、下の子は保育園というような形で、幼稚園を望んでおられた保護者もおられる、今は3歳児以上は無償ということで、そういうところが選択肢の中に入らないんじゃないかなと思うんですけども、やはり紀伊長島にいれば幼稚園教育を受けられる、例えば教

育長が言われたように、海山におっても同じような幼児教育は受けられるんですよというのは分かるんですけども、実際に町内に幼稚園はありますよねという話で、紀伊長島に住んでいる方は幼稚園バスで迎えに来られると。海山で行きたいけれども、でもそれは無理なんですよという分け目というのを、しっかりと伝えないとというか、しっかりとしていないと、今後の、ずっと長島は幼稚園を残していくのかということも含めて、希望があれば残すよという考え方なのか、希望があっても、ある程度人数が減ってきたら、海山と同じような形で、保育園で幼稚園教育をしっかりとしてもらって姿勢を取っていくのかということが必要になってくると思うので、廃園にしてしまうのであれば。というところをもう一度聞きたいと思います。

入江康仁議長

中井教育長。

中井克佳教育長

子どもの数についてなんですが、現在、これは12月調査です、昨年国が行った調査の数なんですが、7歳児、小学校1年生の子たちの数は海山全体で36です。そして、現在2歳になっている、つまり去年の段階で1歳児、確定数は15名です。半分より少なくなってしまうので、これは同じ状況が紀伊長島地区でも推計されておりますので、子どもを育てていく環境というのは、これからも変わっていくのかなと思います。

そして、今回、幼稚園を廃園としましたが、子どもの数の減りようと、そして、来年4月から発足しますこども家庭庁の施策等を考えた場合に、なくなっていくばかりでなく、新たな幼児教育のスタイルというのは、当然これからも検討していくべきだと思います。

形の上で紀伊長島と海山とでは、2つの地区では、幼稚園のあるなしのことがあります、そこに至るまで、子どもは犠牲にできませんので、しっかりとした指導・支援の方向というのを一緒に考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第13

入江康仁議長

次に、日程第13 議案第52号 三重県市町総合事務組合理約の変更に関する協議についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

それでは、昼食のため、1時5分まで休憩といたします。

(午後 0時 05分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 05分)

日程第14

入江康仁議長

次に、日程第14 議案第53号 令和4年度紀北町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

なお、質疑は歳入及び歳出を一括で行います。

質疑される方は、必ずページ数を述べてから質疑するようお願いをいたします。

それでは、質疑される方はありませんか。

9番 太田哲生議員。

9番 太田哲生議員

一般会計の全体なんですけれども、電気料金全体について質問いたします。

一般会計全体の補正額が分かりにくいので、全体の補正額を教えてください。また、資料がまだありますか。お願いします。

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

今回、12月補正で計上させていただきました12月補正の電気代でございますけれども、一応28事業ございまして、それら電気代を全部合計しますと、5,703万8,000円の補正額となります。

なお、資料につきましては、これは施設の増減が分かります資料を作成しております。

以上でございます。

入江康仁議長

太田議員。

9番 太田哲生議員

その資料がありましたら配付できますか。お願いいたします。

(「資料はございます」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

配付できるそうですので、暫時ここで休憩いたしまして、その資料をちょっと配付できますか。配付する時間だけ暫時休憩いたします。

(午後 1時 06分)

入江康仁議長

皆さん、配付漏れはありませんか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

配付漏れはないようですので、それでは会議を再開いたします。

(午後 1時 07分)

入江康仁議長

太田議員。

9番 太田哲生議員

どうもありがとうございました。

これで終わります。

入江康仁議長

これでいいんですか。

ほかに質疑される方。

10番 瀧本攻議員。

10番 瀧本攻議員

29ページの農業総務費で、国庫支出金で1,397万5,000円出ているんですけども、農政総合企画事業と書いてある内容をちょっとご説明いただきたいと思います。

入江康仁議長

岩見農林水産課長。

岩見建志農林水産課長

お答えします。

農政総合企画事業1,397万5,000円につきましては、国の農山漁村振興交付金を活用して、町内の農業者が低コスト耐候性ハウスを新たに建設するために活用する事業補助金でございます。令和4年度、令和5年度、2か年で整備を計画しております。

事業費につきましては、全体の事業費が6,600万円、交付対象額は6,000万円、交付対象額の2分の1の補助となっております。今回、国から1,397万5,000円の内示があったために、今回予算を計上させていただきました。

以上でございます。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

対象事業体は何か所ぐらいあるんですか。1か所ですか、2か所ですか、その辺のところ。

入江康仁議長

岩見農林水産課長。

岩見建志農林水産課長

対象事業体につきましては1か所で、株式会社デアルケさんでございます。

以上でございます。

入江康仁議長

いいですか、瀧本議員。

ほかにもございますか。

14番 平野隆久議員。

14番 平野隆久議員

それでは、42ページの社会教育総務費の中で、説明のところで、集会施設等管理運営事業ということで90万6,000円計上されているんですけども、先ほどの説明では、電気料金77万6,000円、ほかが多目的、エレベーターバッテリー交換ということなんですけれども、これだけで差額13万円ぐらいあるんですけども、多目的というところの、紀伊長島地区の多目的会館でよろしいんですか。

もしそれであるならば、そんなに日はたつてはいないと思うんですけども、もうバッテリー交換する、しなければならぬ状況になったのか、なぜそういう状況になったのか。本庁舎にもエレベーターあるんですけども、バッテリー交換あまり聞いたことないんですけども、なぜバッテリー交換ということがあったのか、答弁を求めます。

入江康仁議長

直江生涯学習課長。

直江憲樹生涯学習課長

今ご質問のありました多目的会館についてですけれども、長島の多目的会館のエレベーターになります。

バッテリーの寿命のほうが、建築当初のものが2年ということで経過しまして、不具合が生じたので、今回、6年対応するものを予算のほうに計上させていただきました。

以上でございます。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

2年でバッテリー交換時期というので、こんなに早いものを最初に取り付けたのかなという気が今しておるんですけども、今回は6年ということで、2年で交換しなくてもいいように6年ということで、13万円ということだと理解するんですけども、これって6年、バ

バッテリー交換時期というのは何年もあるんですか。その中で、もっと先のもあるけれども6年と決めたのかどうか、もうちょっと詳しく説明を求めたいと思います。最初には、何で2年ということで、2年交換のバッテリーをつけたのかも含めて答弁を求めます。

入江康仁議長

直江生涯学習課長。

直江憲樹生涯学習課長

建築当時のエレベーターのバッテリーのほうは2年ということになっておりましたので、今回不具合が生じたときに、2年と6年のものがあるということで、6年のものを採用し、計上させていただきました。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

最後、3回目なんやけれども、建設当時、2年のものしかできなかったの。それとも、2年というのを選択して、交換時期になったということなんですか。

ちょっと理解しにくいので、本来でしたら、ある程度、バッテリーが倍かかるとか、費用的なものが考慮されているというんでしたら、まだ分からんでもないですけども、そこら辺の説明もなく、建設時に2年のにして、じゃバッテリー交換せなあかん時期やもんでしました、今度6年にしましたと。そのときの状況が、6年のものがなかったのかどうか。ちょっともう少し、なぜ建設時のときに2年にしたのか、今回6年にできたのか、もうちょっとそこら辺のところ、詳しく答弁を求めます。

入江康仁議長

直江生涯学習課長。

直江憲樹生涯学習課長

申し訳ございません。今、建設当時の資料、私も把握できておりませんので、調べてから報告させていただきたいと思います。

入江康仁議長

いいですか、それで。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

今、資料ということで、僕ら、これを議決することのために必要なこととして、僕、今質問させていただきましたので、あくまでも議決するまでに資料を求めたいと思いますけれども、どうですか、議長、その点についてお願いします。

入江康仁議長

直江課長、要は、建設当時に2年のものしかなかったのか、それとも6年のものがあったのか、それだったら、何で6年のものにしなかったかというような質問の流れで来ておるわけですね。それで今、資料といえど、その当時のことをきちんと答弁してもらったらいいんだけども。あったんやったらあった、しかし、これを建てるときの、どのような考えの下で2年のものを採用したかということで答弁をしていただきたいと思う。

平野議員の議事進行でございます。

確かに答弁は答弁不足であります。その中で、今もう一度、理解ができるように私もちょっと説得したんだけども、1回だけ答弁させていただいて、その中でまた、先ほど言うたように、不足のところは資料を提出するなり、あと、議決するのに今欲しいということ……

(「欲しいのは最終日」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

最終日まで、それを出させてするようにしたらいいですか。そのような配慮をしながら、進めていきたいと思いますが、いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

答弁はいいですか。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

町長、何か。

(「いえいえ」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

いいですか。

そういうことで、それなら最終日まで、それきちんとできますね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

よろしくお願ひします。

ほかにございませぬか。

8番 樋口泰生議員。

8番 樋口泰生議員

すみませぬ、ただいまの件なれども、教育民生常任委員会といたしましては、最終日まで、委員会内では審議できなれども、可能であれば、明後日の9日までに書類を用意いたしたい。でないと委員会決議ができませんので、議長、それに関してちょっと、よかつたらご配慮いただきたいと思ひます。

入江康仁議長

そういうことになるので、出せませぬか、9日まで。

(「9日までに」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

そのようなあれで、常任委員会に審議できるように、間に合うようにちゃんと資料としてやります。

それでいいですか、平野議員。

14番 平野隆久議員

僕は関係ない。

入江康仁議長

そういうことで。

ほかに質疑される方。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

29ページです。

一般土地改良事業314万8,000円、そして農地防災事業1,540万7,000円、説明では、農地防災事業は、山本排水機場と船津排水機場というお話がありましたが、この時期に3月議会を待たずに、このような一般土地改良事業とか防災に関する、今、農業の自給率が日本は低くて食料危機が迫っております、大切な事業だと思ひます。このように早く予算計上されたことは評価に値することだと思ひますが、詳しい説明をお願いいたします。

入江康仁議長

岩見農林水産課長。

岩見建志農林水産課長

お答えします。

まず、一般土地改良事業314万8,000円につきましては、修繕料と調査費がございます。修繕料のほうで106万9,000円を計上させていただいているんですけども、これは二又木と十須、下河内の頭首工の土砂を撤去する修繕料として上げさせていただいております。それとあと、207万9,000円につきましては、ごめんなさい、それが修繕料ですね。あと、調査費としまして、船津川の排水機場の除塵機の不具合の調査の委託料を40万7,000円計上してございます。

それと、農地防災事業の1,540万7,000円につきましては、これは昨年創設されました県単排水施設整備事業負担金、山本排水機場の整備に係る負担金でございます1,500万円です。それと、残りの40万7,000円につきましては、船津川の排水機場、除塵機の不具合による調査委託料となっております。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

土地改良事業で、土砂の撤去というお話があったんですけども、ほかにも40万7,000円ですか、ちょっと聞き漏らしたので詳しくお願いしたいのと、農地防災事業では、県との事業費の負担金ということで、県と町の負担の割合はどうなっておりますか、お伺いいたします。

入江康仁議長

岩見農林水産課長。

岩見建志農林水産課長

まず、農地防災事業の排水機場の整備の負担金のほうなんですけれども、県が85%、町が15%の負担割合となっております。

それと、先ほどの一般土地改良事業のほうで答弁漏れがございました。すみません、追加で説明させていただきます。

314万8,000円のうち207万9,000円につきましては、農業用ため池の施設の取水施設及び用排水路調査委託料となっております。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

農地防災事業につきましては、県が85%、町が15%と、有利な負担で早く進めたことは大変いいことだと思いますが、今回ほかに予定していたのが、こういう事業は予算が限られていて、これ1個なのか、またこれから先は、そういう事業が進む可能性があるのかお伺いします。

そして、土地改良費のところ、ため池ということで、渇水期とか、そういうときにしなくてはならない事業なのかなという思いもあって、これもこれから冬に入りまして、春では間に合わないのだなという思いもありますが、ため池の水の流れの調査ということなんですけれども、具体的にはどのような不具合があって調査することになったのか、いいことだと思いますが、最後にお尋ねします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ため池のほうは、また後で課長からお話しさせていただきますけれども、まず排水機場の件は、我々は今、出垣内、相賀、山本と続けて県単でやっていただいております。こういう中、我々、緊自債ができて、我々としても県にずっと要望してきたわけなんです。湛水防除事業では、この3つの排水機場はもう整備できないんです。ですから、そこで県のほうへお願いしていて、県のほうが、もう既に予算化もしていますけれども、出垣内、それから相賀も今年しました。それから、県のほうも緊急度も考えていただいて、今度、山本のほうもしていただくという本当にありがたいことでありまして、これも予算のほうは緊自債のほうを使いますので、うちの負担がまた一段と少なくなるというような形になっております。

それと、頭首工の件は、いつもこの時期、台風後に詰まったような頭首工、取らせていただいておりますので、毎年この時期への予算計上があるというような状況でございます。

以上です。

入江康仁議長

岩見農林水産課長。

岩見建志農林水産課長

お答えします。

ため池の調査に関しましては、取水口のところで、職員が行って取水が可能なのかどうか、ちょっと試してみたんですけれども、水を吸い込んでいけないような状況も見られましたので、渇水時期を利用して、水のどこで詰まっているのかというふうなことを詳しく調査させていただきたいと思います。

以上でございます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

7番 奥村仁議員。

7番 奥村仁議員

歳入で13ページです。

20款の雑入ですけれども、東紀州環境施設組合の精算金465万1,000円なんですけれども、精算金が発生した原因についての詳細をお聞きしたいと思います。

入江康仁議長

宮本環境管理課長。

宮本忠宜環境管理課長

雑入におきます東紀州環境施設組合の精算金465万1,000円でございますが、令和3年度の東紀州環境施設組合におきまして、土地購入費とそれに伴う不動産鑑定料、あと登記簿手数料等、それを令和3年度予算化しておりましたが、それが執行できなかったということで、各構成市町のほうに返還されるものでございます。

以上でございます。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

紀北町に対しては465万1,000円ということなんで、全体の予定していた金額というものについて、金額でお願いしたいと思います。

入江康仁議長

宮本環境管理課長。

宮本忠宜環境管理課長

東紀州環境施設組合におきましては、土地の購入費と不動産鑑定の評価業務、登記手数料、合わせまして2,064万3,000円不用額が出ましたので、それを均等割10%と人口割90%の割合

で各構成市町に返還されるものでございます。

以上でございます。

入江康仁議長

いいですか。

ほかに質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第15

入江康仁議長

次に、日程第15 議案第54号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第16

入江康仁議長

次に、日程第16 議案第55号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第17

入江康仁議長

次に、日程第17 議案第56号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑される方はありませんか。

4番 大西瑞香議員。

4番 大西瑞香議員

4番、大西です。

県の補助金として98万円、介護職員の処遇改善支援補助金が前回、補正前がゼロで、98万円計上されているんですが、ちょっと詳しく説明をお願いします。

入江康仁議長

近藤老人ホーム赤羽寮長。

近藤大志老人ホーム赤羽寮長

処遇改善支援補助金についてご説明申し上げます。

この補助事業は、昨年11月に政府が閣議決定しました新型コロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づいておりまして、三重県が補助要綱を制定して実施している事業であります。内容は、職員等を対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるための措置に対する補助金でございます。

以上でございます。

入江康仁議長

大西議員。

4番 大西瑞香議員

でしたら、98万円にプラス一般財源も利用して、こちら、町の赤羽寮ではどれぐらいの引上げの、パーセントでも金額でもよろしいですが、お答えください。

入江康仁議長

近藤老人ホーム赤羽寮長。

近藤大志老人ホーム赤羽寮長

金額のほうなんですけれども、実質的に処遇改善した金額については261万6,393円でございます。まだ当初の見込みですもので、最終的にはまだ不明なんですけれども、金額的には一般財源も組み込んだ形で予算計上しております。

以上でございます。

入江康仁議長

ほかにございませんか。

平野隆久議員。

14番 平野隆久議員

8ページの光熱水費のところなんですけれども、215万8,000円、これは一般会計でも光熱費で143万9,000円で計上されて、これは特養と介護の違いで別計上だと分かっておるんですけれども、70万円ほど違いがあるんですけれども、特養と介護と、どういうふうな理由でこういう差が出てくるのかについての答弁を求めます。

入江康仁議長

近藤大志老人ホーム赤羽寮長。

近藤大志老人ホーム赤羽寮長

平野議員のご質問にお答えいたします。

電気代の負担割合のほうなんですけれども、養護老人ホームが4割、それから特別養護老人ホームのほう6割ということで計上させていただいております。

以上でございます。

入江康仁議長

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第18

入江康仁議長

次に、日程第18 議案第57号 令和4年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、本定例会に上程されました案件についての質疑は全て終了しました。

入江康仁議長

委員会付託表配付のため、この場で暫時休憩いたします。

委員会付託表を配付してください。

（午後 1時 31分）

入江康仁議長

配付漏れはありませんか。

（発言する者なし）

入江康仁議長

ないようですので、それでは会議を再開します。

（午後 1時 32分）

委員会付託

入江康仁議長

お諮りします。

本日議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案については、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

なお、付託案件の審査については、12月8日木曜日、総務産業常任委員会、12月9日金曜日は教育民生常任委員会で、いずれも午前9時30分からの開催となります。

なお、委員会の運営に当たっては、各常任委員長において取り計らいくださりますようお願い申し上げます。

以上で本日の日程は全て終了しました。

入江康仁議長

それでは、本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 1時 33分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 5年 3月 20日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 岡村哲雄

紀北町議会議員 大西瑞香